

「群馬県道路占用許可基準」の一部改正(案)に関する意見及び意見に対する考え方

番号	意見に係る改正案(新旧対照表)該当ページ	意見		意見に対する考え方	修正箇所の有無	修正内容	
		項目	内容			修正前	修正後
1	1	イルミネーションの許可方針	改正案では「地域の活性化に資すると認められるもの」となっている。イルミネーションの設置は、かなり増えてきているが、その全てが地域の活性化に資するものではないと思われる。	特定の企業等が営利目的でイルミネーションを設置しないよう、許可方針を「地域の活性化に資すると認められるもの」に改めるものです。	無	-	-
2	1	イルミネーションの許可方針	「夜間の短時間のみ」とあるが、短時間とは具体的に何時間か。	県管理道路へのイルミネーション設置は、地域の活性化に資するものであり、地域の合意形成が取れているものに対して占用許可を出すこととしています。 そのため、イルミネーションの点灯時間は、地域の合意により決められるものと考えますが、原則、「日没から夜10時まで」を想定しております。	無	-	-
3	1	イルミネーションの位置	「踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及び停留所は、対象物から距離をおいて添加し、その効用を妨げない」とあるが、効用を妨げているところも具体的にあり、徹底したほうがよい。	道路管理者が「道路標識等の効用を妨げている」と認める場合は、占有者に対して指導を行っていくこととし、イルミネーション設置後も安全な道路空間の確保に努めます。	無	-	-
4	1	イルミネーションの構造	「電球色は周囲の景観に配慮した色彩とすること」とあるが、周囲の景観に配慮しているのか疑わしいところがあると聞いているので、徹底してほしい。基準が難しいと思う。	ご意見のとおり、「周囲の景観に配慮した色彩」人それぞれの主観であるため、判断が難しいところです。 よって、県管理道路へのイルミネーション設置は、地域の活性化に資するものとしており、「電球色」についても、地域の合意形成が取れているものに対して占用許可を出すこととしています。	無	-	-
5							